

農業生産工程管理（^{ギャップ}GAP） をやってみよう

近年注目されている農業生産工程管理（GAP：ギャップ）
について紹介します

最初に、以下の質問に答えてみて下さい

- **食品安全について**
あなたが出荷した農作物が残留農薬の基準違反となったら、
あなたの農業経営はどうなりますか？
- **農作業安全について**
あなたが農作業中に事故を起こして働けなくなると、家族や
田畑はどうなりますか？
- **環境保全について**
あなたが使った農薬や肥料で河川や地下水が汚染されたとし
たら、子どもたちの世代はどのように思うと思いますか？

[次のページへ](#)

どうしてGAPを導入するの？

産地や農家が安定した経営を続けるためには、次のような取組が必要です。

産地の信頼を守るための体制を作りましょう

安全な農産物の生産は農家の責務です。

また、産地の農家のうち1人でも問題を起こせば、産地全体で出荷停止や商品回収を行わなければならない、その後の取引にも影響が出ます。

問題を起こさない産地の体制作りが必要です。



農作業事故を減らしましょう

農作業による死亡事故が多く発生しており、毎年約400人の方が亡くなっています。一人一人が作業の安全確認を行うなど、事故防止対策を行うことが必要です。



きれいな田畑や水を子ども達に引き継ぎましょう

農業は国土の保全、自然環境の保全、文化の伝承など、農産物の供給以外の役割を果たすことも期待されています。

一方で、環境に負担をかける面もあることから、田畑や水を子ども達の世代につないでいくために、環境に配慮した農業を行うことが必要です。



GAPに取り組むことは、問題点を明らかにして、産地として防止対策を徹底するために有効です

出荷停止や農作業事故等を起こさない 点検し、改善することが重要です。これ

みんなで問題点を
出し合おう



ルールを作るだけで
なく、各農家が理解
することも大事です

ルールに従
農作業し、
を残しまし

<ルールの例>

- (食品安全) 異物混入防止のため、収穫時の喫煙・飲食の禁止
 - (環境保全) 廃プラの焼却の禁止
 - (労働安全) 機械詰まり除去時のエンジン停止
- ※ルールとして定めるべき事項の検討にあたっては6, 7ページの取組事項を参照

産地で農作業の
ルールを決めま
しょう

産地のみんなが取り組ま
ないと、事故が起こる危
険が残ってしまうんだ

できなかったところ
や不都合なところは、
改善していこう



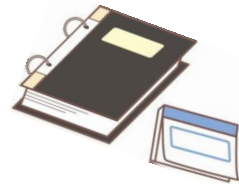
次年度に向
改善をしま

ポイント 産地の合意形成が重要です

GAPの取組を有効なものとするためには、各農家が導入の目的と必要性を理解してから取り組むことが重要です。目的が明確でないと取り組んでも大きな効果は得られず、取組が長続きしません。

ないための対策をルールとして定め、
これがGAP※です。

2
に従って
し、記録
しましょう



- <農薬散布のルールの例>
- ・ラベルの内容を守って使用
 - ・洗浄した散布機を使用
 - ・飛散の少ない日に散布
 - ・保護具の着用

3
農業者団体と個々の農家
の間で役割分担をして、
農家の負担を軽減しよう

ルールが守れたか
点検しましょう

4
に向けて
しましょう

普及指導員など他の人
にも点検してもらおうと、
見落としを防げるね

畑の管理の仕方とか、
現場で見ないとわから
ないことも多いね



※農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動を行う上で
必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工
程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

GAPのガイドライン



GAPに取り組む際には、この内容が満たされることを目指して産地のルールづくりを進めましょう

農林水産省では、法令等で農家を実施すべきとされている取組をガイドラインにまとめています。以下は野菜の取組事項の概要です。

	区 分	取組事項(概要)
食 品 安 全	ほ場環境の確認と衛生管理	・ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止
	農薬の使用	・無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止 ・農薬の使用の都度、表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用 ・農薬散布時の周辺作物への影響の回避 等
	水の使用	・使用する水源の確認と汚染が分かった場合の改善策の実施
	肥料・培養液の使用	・生鮮野菜の生産に堆肥を使用する場合は、完熟堆肥を使用 ・養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施
	作業等者の衛生管理	・作業者の衛生管理 ・手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理
	機械・施設・容器等の衛生管理	・農機具等の衛生的な保管、取扱、洗浄 ・調製・出荷施設等の適切な内部構造の確保と衛生管理 ・安全で清潔な包装容器の使用 等
	収穫以降の農産物の管理	・貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施 ・収穫・調製・選別時の異物混入の防止対策の実施

	区 分	取組事項(概要)
環 境 保 全	農薬による環境負荷の低減対策	・農薬の使用残が発生しないように必要な量だけ散布液を調製 ・病害虫が発生しにくい環境づくり ・農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施 等
	肥料による環境負荷の低減対策	・土壌診断の結果を踏まえた施肥や都道府県の施肥基準等に則した施用 ・外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化された堆肥の使用
	土壌の管理	・堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理 ・土壌の侵食を軽減する対策の実施
	廃棄物の適正な処理・利用	・農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理 ・農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避 ・作物残さ等の有機物のリサイクルの実施
	エネルギーの節減対策	・施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減
	特定外来生物の適正利用	・セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する許可取得及び適切な飼養管理
	有害鳥獣による被害防止対策	・鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施

	区 分	取組事項(概要)
労働安全	危険作業等の把握	・農業生産活動における危険な作業等の把握
	農作業従事者の制限	・機械作業や高所作業等の危険を伴う作業の従事者などに対する制限
	服装及び保護具の着用等	・安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管
	作業環境への対応	・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施
	機械等の導入・点検・整備・管理	・機械等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理
	機械等の利用	・機械等の適正な使用
	農薬・燃料等の管理	・農薬、燃料等の適切な管理
	事故後の備え	・事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入

	区 分	取組事項(概要)
全般	技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用 ・登録品種の種苗の適切な使用
	情報の記録・保管	・ほ場の位置、面積等に係る記録の作成・保存 ・農薬、肥料の使用に関する記録・保存 ・種子・苗、堆肥、肥料、農薬等の購入伝票の保存 ・農作物の出荷に関する内容の記録の保存
	生産工程管理の実施	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用
	記録の保存期間	・野菜の出荷に関する記録は1～3年間(流通実態に応じて設定) ・その他の記録は取引先等からの求めに対応するために必要な期間

※ 正式名称は「農業生産工程管理 (GAP)の共通基盤に関するガイドライン」。ガイドラインには野菜のほか、米、麦、果樹、茶、飼料作物、その他の作物(食用・非食用)、きのこ用があり、以下のアドレスより入手できます。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

GAPを導入する産地を支援しています

農林水産省では産地でGAPを導入する際に必要となる経費に対し助成を行っています

- **ガイドラインに則したGAPの導入を支援** [消費・安全対策交付金]
支援の対象となる方：市町村、3戸以上の生産者で組織される団体 等
補助率：1/2

【支援内容】

- ・生産者の理解促進のための研修会の開催
- ・産地で導入するための推進会議の開催や、危害要因の分析、実証 等



- **GAPを産地の収益力向上に結びつける取組を支援** [産地活性化総合対策事業]
支援の対象となる方：協議会 補助率：定額、1/2、1/10

【支援内容】

- ・GAPのチェックリストの作成、実証
- ・GAPの取組を支援するソフトウェアの活用
- ・GAPの実施に必要な産地基幹施設・分析機器等の整備

GAPの導入やもっと詳しく知りたい方は

GAPの導入については、最寄りのJAあるいは普及指導センターへご相談下さい

GAPの導入事例、ガイドラインや支援等に関する情報は、農林水産省のホームページでより詳しくご覧いただけます

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

このパンフレットやGAPについてのお問い合わせ

農林水産省生産局 技術普及課（新技術企画班）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-6744-2435

ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>